

消防予第153号
平成24年4月27日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・政令指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長
(公印省略)

「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」の一部改正について

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」(平成24年総務省令第17号)が公布され、新たに急速充電設備が対象火気設備等として位置づけられたことに伴い、「火災予防条例(例)」(昭和36年11月2日付け自消甲予発第73号)についても所要の改正が行われたところです。

このため「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」(昭和37年1月19日付け自消丙予発第3号)の一部を下記のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記の事項にご留意いただくとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対しても周知されますようお願いいたします。

記

第1 「火災予防条例(例)中に規定する標識類及び届出書の様式について」中、記1の表の改正について

根拠条文の欄中	「八条の三 一項及び三項 十一条一項五号及び三項 十二条二項及び三項 十三条二項及び四項」	を	「八条の三 一項及び三項 十一条一項五号及び三項 十一条の二 二項 十二条二項及び三項 十三条二項及び四項」	に改める。
---------	--	---	--	-------

標識類の種類の中 「燃料電池発電設備
変電設備
発電設備
蓄電池設備」 を 「燃料電池発電設備
変電設備
急速充電設備
発電設備
蓄電池設備」 に改める。

(問い合わせ先)
消防庁予防課
担当：児玉、古賀
TEL 03-5253-7523
FAX 03-5253-7533